

草津学区

交通安全マナーアップ講習会

日 時 令和7年11月17日（月）19時から20時30分
会 場 草津まちづくりセンター 集会室
講習内容 自転車に関する改正道路交通法について
講 師 草津警察署 交通第一課
対 象 草津学区在住の方（申込不要／当日直接お越しください）

令和8年4月1日施行

自転車の交通違反に反則金が科されます

対象は
16歳以上

対象となる違反行為は
100種類以上



携帯電話使用等
12,000円



ヘッドホン等使用
5,000円



二人乗り等
3,000円

出来る限り、多くの事例と罰則内容をご説明いただき、
不明な事例等についてご質問いただけます。

【お問合せ】 草津学区ひと・まちいきいき協議会／草津まちづくりセンター
安心安全委員会 事務局：中野
TEL：077-564-4999 FAX：077-564-4922
e-mail：Kusatsu@machikyou.jp